

令和元年12月24日

川西市議会議長

秋 田 修 一 様

厚生文教常任委員長

江 見 輝 男

委 員 会 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について（審査日：令和元年12月11日）

1. 議案第73号 権利の放棄について

議案の概要

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、保証債権の放棄に関する特例が設けられたことから、阪神・淡路大震災に係る災害援護資金貸付金の保証人に対する債権を放棄しようとするもの。

質疑の概要

問 法では第19条で国が災害援護資金等の制度について周知徹底を図る旨が明記されているが、今回の措置について市はどのように周知を進めていく考えか、伺いたい。

答 今回の制度改正については、基本的には国が周知徹底を図ることとなっているが、市としても、今後具体的な方法を検討の上、内容の周知に努めていきたいと考えている。

問 当該貸付金の貸付実績と償還状況を伺いたい。

答 貸付当時の件数は810件で、金額は約15億7330万円であり、そのうち11月末時点で約14億3200万円が償還済である。

問 未償還金の解消に向けた、市の今後の取り組み方針を伺いたい。

答 本案の可決後には、まず保証人に対して免除となる旨を通知し、その後借受人に対してのみ償還指導を行うこととなるが、今回の法改正では免除要件も拡大されており、併せて自治体には資産調査を行う権限が付与されていることから、調査の結果に基づき、低所得など要件に該当する場合の免除を除き、継続的に実施していきたい。

問 本案による債権放棄後の未償還残額を伺いたい。

答 今回の措置により34件で約5000万円の債権が放棄されることとなり、その結果、残る73件で約1億円が残ることとなるが、資産調査を実施し要件を満たせば免除等の手続きを進める。

特記事項 なし

審査結果 原案可決（全員賛成）

2. 議案第80号 川西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、災害援護資金貸付金に係る償還金の支払猶予、免除等について規定するとともに、災害弔慰金等に関する事項を調査審議する機関を設置するため、条例の一部を改正しようとするもの。

質疑の概要

問 本案では、災害弔慰金等支給審査委員会の構成について、医師や弁護士に加え「その他市長が認める者」との規定があるが、こういった委員を想定しているのか伺いたい。

答 災害弔慰金及び災害障害見舞金は、自然災害により死亡もしくは重度障害を負った人に支給するため、災害との因果関係に疑義がある場合に本委員会を設置し、医師や弁護士といった専門家の判断を仰ぐこととしているが、その時々状況に応じてその他の委員を任命できるよう規定している。具体的には、大学教授や医療ソーシャルワーカー等を想定している。

問 本案第16条第3項において「支給審査委員会に関し必要な事項は、市長が定める」とあるが、市長が定める内容の詳細を伺いたい。

答 委員会は災害発生時に設置することとなるが、具体的な設置時期や進め方等については、その時点の状況に応じて検討し定める考えである。

特記事項 なし

審査結果 原案可決（全員賛成）

3. 議案第81号 川西市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

本案は、旧久代デイサービスセンターを障害者福祉施設へ転用することに伴い、施設運営事業者を公募型プロポーザルにより選定する「公募型プロポーザル審査委員会」を設置するため、条例の一部を改正しようとするもの。

質疑の概要

問 当該審査委員会は、廃止後の旧久代デイサービスセンターで民営により新しい福祉サービスを提供するために設置するものであるが、地域住民への周知も含め、転用に向けた今後のスケジュールを伺いたい。

答 現在は運営事業者を公募中であるが、令和2年1月10日の締め切り後、2月初旬

にはプロポーザルを実施の上、月末には事業者を決定したい。その後、法人の準備期間を考慮して10月1日までに運営を開始する予定である。地域住民に対しては、コミュニティの役員会をはじめ一定の説明を実施しているが、事業者が決定次第、改めて地元説明会を開催する考えである。

問 随意契約を前提としているプロポーザル方式は、透明性や公平性、客観性を当然に求められるため、これらを外部から確認可能な仕組みが不可欠である。本改正で今後公募型プロポーザル方式を実施する際には審査委員会の設置が必須となり、運用の詳細については別に定めるとのことであるが、運用基準の策定や庁内体制等の現状について伺いたい。

答 これまで実施していた公募型プロポーザルは、内規に近い要綱により運用していたため、より透明性や公平性を確保すべく、今回を契機に条例で審査委員会を規定するものである。運用の詳細を定める規則については、今後この事例をモデルケースとしながら制定することとし、その後に実施する案件については、条例の趣旨や公募対象となる施設の特性等に鑑み、各担当課で対応することを想定している。

特記事項 なし

審査結果 原案可決（全員賛成）

4. 議案第82号 川西市立幼保連携型認定こども園保育料等条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

本案は、川西市立幼保連携型認定こども園における地域こども預かり保育を30分単位で利用できるよう保育料を設定するに当たり、条例の一部を改正しようとするもの。

質疑の概要

問 昨年12月市議会での条例制定時の議案審議における議会の意見が今回の改正に反映されている点は高く評価するが、施行される令和2年1月1日まで短期間であることが憂慮される。住民への周知方策のほか、既に1月1日以降に予約している利用者への対応について伺いたい。

答 周知方法としては、チラシの配布やホームページへの掲載等を早急に行う考えであり、1月1日以降に予約済の利用者に対しては、個別に連絡して対応する予定である。

問 本案により認定こども園の利便性が向上したが、今後もより多くの市民が地域こども預かり保育を利用可能とするためには、保育士の確保が課題となる。この点における本市の現状と今後の見通しを伺いたい。

答 保育士の確保については依然として非常に厳しく、現時点においても募集は続けているが、年度途中ではフルタイムの応募がほとんどないため、就労可能な時間帯のパートで対応している状況である。しかし、新年度に向けては、ハローワークでの募集のほかに就職相談会を開催しており、少しずつ問い合わせが来ていることから、今後もこれを継続し確保に努めたい。

問 本改正の令和2年1月1日の施行後、各認定こども園における地域こども預かり保育の実施スケジュールを伺いたい。

答 地域こども預かり保育については開設2年目から実施することとしているため、既に実施している牧の台みどりこども園のほかは、加茂こども園で来年度中に開始する予定である。来年4月1日に開園予定の川西こども園では、現在のところ預かり保育の実施は予定していない。

特記事項 なし

審査結果 原案可決（全員賛成）

5. 議案第84号 令和元年度川西市一般会計補正予算（第3回）

議案の概要

第1表 歳出第3款民生費のうち第1項社会福祉費第2目人権推進費及び第3目総合センター費を除く全部。第4款衛生費のうち第1項保健衛生費。第10款教育費。

質疑の概要

(1) 第1表 歳出

① 第3款 民生費

問 保育所費人件費において2人減となっているが、本年4月1日時点の児童数に対する保育士は確保できていたのか伺いたい。

答 育休代替等の補充ができなかったもので、4月1日時点で配置が必要な定員に対する保育士数は確保できていた。

② 第10款 教育費

問 人件費の補正について、4月1日時点で幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校において学級担任の欠員は生じていなかったか。

答 今回の補正における各校園の人員の増減は、人事異動等に伴うものであり、4月1日時点において欠員は生じていない。

問	公民館費人件費で1人減となっている点について、詳細を伺いたい。
答	職員が6月末で退職したことによるものであり、臨時職員を補充することで対応している。
特記事項	なし
審査結果	原案可決（全員賛成）

6. 議案第85号 令和元年度川西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）

議案の概要	在留外国人の資格管理効率化及びマイナンバーカードによるオンライン資格確認のための国民健康保険システム改修に係る費用の補正。
質疑の概要	<p>問 歳入において、県からの特別調整交付金分として450万2000円が追加されているが、これは国から県を通じて交付されるものなのか伺いたい。</p> <p>答 国から県を通じ、国民健康保険システム改修に係る財源として全額が賄われるものである。</p> <p>問 住民情報システム改修に係る業務委託料450万2000円については、在留外国人の資格管理効率化が目的の一つであるが、本市における対象者数を伺いたい。</p> <p>答 今回の法改正は、深刻な人手不足を解消する目的で一定の専門技能を有する外国人が入国しやすくするもので、システム改修はそのための新たな在留資格「特定技能」に対応するものであるが、本市には現在のところ対象者がいない状況である。</p>
特記事項	議案質疑資料あり（1、システム改修の内容の詳細について）
審査結果	原案可決（賛成多数）

7. 請願第12号 指定難病医療費助成制度で「軽症」とされた難病患者を同助成の対象とするよう国への意見書提出を求める請願書

請願の趣旨	<p>平成27年1月から新たな指定難病医療費助成制度が施行されたことより「重症度基準」による選別が行われるようになり、難病と認定された患者であっても、この重症度基準によって「軽症」と認定されてしまうと医療費助成の対象外とされるようになった。</p> <p>難病医療費助成を受けられなくなった不認定患者等は全国で約14.6万人に上っており、その影響についてマスコミでも大きく報道された。</p>
--------------	--

すべての疾病は早期発見・早期治療が重要であるが、特に難病は早期の段階から定期的な受診によるフォローを行うことが必須である。「軽症」者を医療費助成の対象外とすれば、難病の重症化が進む危険性が非常に高くなる。

現在、厚生労働省の難病対策委員会等において重症度基準の見直し等も議論されている。今後、「軽症」者を含めたすべての難病患者が費用等の心配なく早期受診できるとともに、これら委員会等において重症度基準の撤廃に向けた議論が後押しされるよう、国への意見書を提出するよう求める。

特記事項 請願者の発言申出による趣旨説明あり

審査結果 採択（賛成多数）